

施運第 1151 号

平成29年3月16日

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定に係る

関係団体の代表者様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定に係る情報の報告について

このことについて、関係施設等宛て、別添のとおり情報の報告を依頼していますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

（ 担当 法人運営グループ主査（総括）
連絡先 011-204-5274（直通） ）



施運第 1151 号
平成29年3月16日

各総合振興局（振興局）保健環境部
保健行政室企画総務課長 様
社会福祉課長 様
各地域保健室企画総務課長 様

保健福祉部福祉局施設運営指導課長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定に基づく情報の報告について

このことについては、さきにお知らせしているところですが、高齢者や障がい者が入所する施設などでは、大規模災害発生時に、個別の施設のみの取組だけでは限界があることから、入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援が実施できるよう、道と関係団体とで協定を締結し、それらの支援を効果的に実施するため、必要な情報を取りまとめて共有することとしています。

昨年8月に集中した台風等による被害については御承知のとおりであり、道内の社会福祉施設等においては、人的被害こそなかったものの、床上浸水等により、ほかの施設への避難が必要となったケースもありました。

そうしたことも踏まえ、協定に基づく支援が必要なときに円滑に実施できるよう、情報の取りまとめの方法について精査し、別途、通知のとおり、所要の改正を行ったところです。

つきましては、貴課所管の関係施設等に対し、協定書に規定する情報の報告について、周知していただき、取りまとめの上、提出して下さるようお願いいたします。

なお、当該協定書第14条第2項に、協定を締結した団体に加入していない施設等から道が支援要請を受けた際、関係団体に加入している施設等は可能な限り道に協力すると規定していることから、関係団体への加入・未加入にかかわらず、報告を依頼してください。

また、市町村所管の関係施設等については、別添の通知文案により、通知して下さるようお願いいたします。

あわせて、当該協定に関する資料を別紙のとおり添付しましたので、参照して下さるとともに、情報の取りまとめについては、毎年度実施するものであることを御承知おきください。

記

1 報告の様式

協定書細目第6条に規定する様式4（報告書）

※様式については、別途、通知している事務取扱等改正の通知を参照してください。また、当課のホームページに掲載しています。

2 取りまとめの方法

（1）対象施設等に対し、別紙参考文案により、適宜、期日を定め、情報の報告（報告書の提出）を依頼する。

（2）報告書は、メール等によりデータでの提出を基本とする。 ※データの取扱いには十分注意のこと。

（3）施設等から提出のあった報告書を、「集計フォルダ」により集計し、提出期日までに当課宛て提出する。

※集計方法は、別添1のとおり。

（4）市町村所管の関係施設等については、各市町村を経由して依頼し、報告書の提出先は振興局とする。

※地域密着型サービスや中核市及び権限移譲市町村

3 調査時点

平成29年3月1日

4 提出期日

平成29年4月28日（金）

担 当 法人運営G 主査（総括）
連絡先 011-204-5274（直通）
ネットワ 6-210-25-211

(関係社会福祉施設等宛て 参考文案)

〇〇第 号
平成29年 月 日

関係社会福祉施設等管理者 様

〇〇総合振興局保健環境部〇〇課長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定に基づく情報の報告について

社会福祉事業の推進につきましては、日頃から格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、災害時における社会福祉施設等の相互支援につきましては、平成26年度に道と施設等関係10団体との間で協定を締結しているところですが、当該協定に基づく支援を効果的に実施するため、協定を締結した団体に加入する施設等は、災害時に「受入可能な人数」や「被災者の支援のために派遣可能な職員の状況」などについて、道へ報告することとしております。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、次のとおり情報を提出して下さるようお願いします。

なお、当該協定において、協定を締結した団体に加入していない施設等から道が支援要請を受けた際は、関係団体に加入している施設等は可能な限り道に協力するとしていることから、関係団体への加入・未加入にかかわらず報告をお願いしていますので、趣旨等御理解の上、御協力をお願いします。

記

1 提出について

(1) 提出様式等

道のホームページにある「報告書」をダウンロードして使用願います。

「記入要領」についても同じところに掲載していますので参照してください。

アドレスは、次のとおりです。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/saigaijisougosienkyoutei.htm>

(2) 提出方法

報告書に必要事項を入力し、メールで提出願います。

なお、ファイルの名称は「報告書【サービス種別】施設等名」としてください。

例：報告書【認知症GH】GHきたきつね

報告書【児童養護】あかれんが学園

また、メールの標題は「相互支援協定に係る報告」としてください。

(3) 提出先

《課の代表アドレス等》

(4) メールでの提出が困難な場合は、下記連絡先へお問い合わせください。

3 提出期日

平成 年 月 日 () 《適宜、設定のこと》

(連絡先
TEL)



施運第 1151 号

平成29年3月16日

札幌市所管の関係社会福祉施設等管理者 様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定に基づく情報の報告について

社会福祉事業の推進につきましては、日頃から格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、災害時における社会福祉施設等の相互支援については、平成26年度に道と施設等関係10団体との間で協定を締結しているところですが、当該協定に基づく支援を効果的に実施するため、協定を締結した団体に加入する施設等は、災害時に「受入可能な人数」や「被災者の支援のために派遣可能な職員の状況」などについて、道へ報告することとしております。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、次のとおり情報を提出してくださるようお願いします。

なお、当該協定において、協定を締結した団体に加入してしない施設等から道が支援要請を受けた際は、関係団体に加入している施設等は可能な限り道に協力するとしていることから、関係団体への加入・未加入にかかわらず報告をお願いしていますので、趣旨等御理解の上、御協力をお願いします。

記

1 提出について

(1) 提出様式

道のホームページにある「報告書」をダウンロードして使用願います。

「記入要領」についても同じところに掲載していますので、参照してください。

アドレスは、次のとおりです。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/saigaijisougosenkyoutei.htm>

(2) 提出方法

報告書に必要事項を入力し、メールにより提出願います。

なお、ファイルの名称は「報告書【サービス種別】施設等名」としてください。

例：報告書【認知症GH】GHきたきつね

報告書【児童養護】あかれんが学園

また、メールのタイトルは「相互支援協定に係る報告」としてください。

(3) 提出先

北海道保健福祉部福祉局 施設運営指導課

アドレス hofuku.kaigo2@pref.hokkaido.lg.jp

(4) メールでの提出が困難な場合は、下記連絡先へお問い合わせください。

3 提出期日

平成29年4月28日（金）

連絡先 法人運営グループ主査（総括）

TEL 011-204-5274（直通）